

## 鶏卵の表示で留意するポイント その1

鶏卵の販売時、パッケージ等の表示には十分注意してください。

景品表示法では、商品・サービスに関する不当な表示は禁止されています。

景品表示法で禁止されている事項：

### 1. 優良誤認表示（第5条1号）

……たとえば「これはとても良い品質だ！」と一般消費者に思わせておいて、実際にはそうでない表示のこと

例1：「抗生物質不使用」と表示した場合、そもそも産卵鶏（10週齢以上）への抗生物質飼料の使用は認められていないため、表示した鶏卵のみが抗生物質不使用の鶏卵であるという誤認を消費者に与えかねず、不当とされます。

例2：栄養成分を「他社の2倍」としていたが、実際には同じ量しか入っていなかった。

### 2. 有利誤認表示（第5条2号）

……たとえば「これはとてもお得な価格だ！」と取引相手に思わせておいて、実際にはそうでない表示のこと

◆消費者庁長官は、優良誤認等に該当するか否か判断するため必要があると認めるときは、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができます。事業者が合理的な根拠を示すことができない場合、不当表示とみなされるおそれがありますので、要注意です。（鶏卵公正取引協議会の非会員の場合は、直接消費者庁より措置命令や課徴金が課せられることがあります。会員の場合は、規約を遵守している場合、景表法罰則の適用除外があり、協議会からの是正依頼等の対応となります）

## 鶏卵の表示で留意するポイント その2

パック詰鶏卵等の表示を行う際に関係する法令・諸規則は、

- ① 「鶏卵規格取引要綱」（S46 農林水産省）
  - ② 「鶏卵公正競争規約」（H21 公正取引委員会・消費者庁承認の業界自主ルール）
  - ③ 「食品表示法」「食品表示基準」（H25・27 消費者庁）
- があります。

①の対象は輸入品を含む鶏卵で、箱詰鶏卵規格、パック詰鶏卵規格、加工卵規格が定められています。このうち箱詰鶏卵は10kg詰めのもの、パック詰鶏卵は6個または10個入りのもので定義されています。

②の対象は、一般消費者向けに販売される生食用の国産殻付き鶏卵です。

ですので、業務用や加熱調理用やうずらの卵等は対象外です。荷姿の定めはありませんの

で、バラ売りやネット詰め売りも対象となります。

③の対象は、日本で流通する容器包装に入れられた原則全ての加工食品、添加物、生鮮食品が対象です。

①②③の表示が必要な項目（義務表示）は以下の表のようになります。

	鶏卵規格取引要綱	食品表示基準	鶏卵公正競争規約
①名称	○	○	○
②原産地	○	○	○
③内容量	SS~LL ○g以上○g未満		○
④等級	10kg箱のみ		規格取引要綱による
⑤賞味期限	○	○	○
⑥保存方法	○	○	○
⑦使用方法	○	○	○
⑧採卵者又は選別 包装者の氏名・住所	○	○	○
⑨卵重計量責任者	○		○
⑩容器の識別マーク			○

#### 必要事項表示例

名称	鶏卵
原産地	国産
内容量	Mサイズ（58g以上64g未満）
賞味期限	2019. 9. 01
保存方法	お買い上げ後は冷蔵庫（10℃以下）で保存してください
使用方法	生で食べる場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後及び殻にヒビの入った卵については、なるべく早めに、充分加熱してからお召し上がり下さい。
選別包装者の 氏名・住所	鶏卵公正取引協議会 東京都中央区新川2-6-16
卵重計量責任者	重本 正志



表示必要事項は、鶏卵の容器または包装に、外部から見やすい場所に日本語で明瞭に表示しなければなりません。また、表示書を透明なパックの中に封入して表示することは可とされています。

（豆シールや卵殻印字で賞味期限を卵に直接表示している場合は、令和2年1月15日付「食品表示基準について」の一部改正により「卵殻に表示しています」等と表示できるこ

とになりました。)

公正競争規約（以下「規約」と言います）に沿って表示する内容をご紹介します。

①名称（鶏卵と表示する。栄養強化卵は「栄養強化卵」と表示できます）

②原産地（国産。または〇〇県産あるいは一般に知れた地名〇〇産）

③内容量

GP センター等での計量時の重量に基づいて、以下の通り表示してください。

1) 農林水産省規格品（単一種類パック詰め）は、「LL」～「SS」までの区分（卵重区分）と最軽量の鶏卵と最重量の鶏卵の範囲（卵重範囲）

2) 農林水産省規格品以外のパック詰め又は混合規格パック詰め品は、卵重区分、卵重範囲、正味重量のいずれか

3) モールド品（紙製容器）は1) 2)に加えて、1パック当たりの個数

4) 農林水産省規格品の単一種類箱詰めは、卵重区分と正味重量

5) 農林水産省規格品以外の箱詰め、シュリンク包装等は、卵重区分、正味重量又は個数

④等級（鶏卵規格取引要綱に基づく等級（特級、1級＝生食用）農林水産省規格品の10kg箱詰めのみ対象、パック品には等級の表示はしない）

⑤賞味期限（生食が可能である期間 表示方法はいくつかの例が認められています）

⑥保存方法

保存方法については「お買い上げ後は冷蔵庫（10℃以下）で保存してください」等と具体的に記載する。

⑦使用方法

使用方法については「生で食べる場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後及び殻にヒビの入った卵については、なるべく早めに、充分加熱してからお召し上がり下さい。」等と具体的に記載する。

⑧採卵者又は選別包装者の氏名又は名称及び住所

⑨卵重計量責任者（鶏卵規格取引要綱に基づく卵重計量責任者。中央鶏卵規格取引協議会開催の研修を受けた方）

⑩紙製容器包装及びプラスチック製容器包装分別回収のための識別マーク

（表示のサイズ等表示ルールをご確認ください）

以上が、規約に定められた必ず表示しなければならない項目です。

これらの項目は、鶏卵規格取引要綱および食品表示法に定める表示必要項目とも整合性があり（※）、これらの項目を確実に正しく表示するよう留意してください。

※食品表示法では、内容量に関しては必要表示としていません。これは、生鮮食品としての鶏卵は、計量法の特定商品ではないため、内容量を表示の対象としていませんが、規約では農林水産省の鶏卵規格取引要綱で卵重区分、卵重範囲を記載するよう規定しているため、内容量を表示義務項目としています。

また⑩の識別マークは、鶏卵規格取引要綱、食品表示基準では特に定めはありませんが、別の法律（資源有効利用促進法）によって表示が必要となります。

参考：賞味期限の決定根拠

**賞味期限：産卵日を起点とし21日以内を限度として表示する**

**(○印は生食可能な期間)**

卵保存温度	産卵後の経過日数									理論上の賞味期限
	7日	14日	21日	28日	35日	42日	49日	56日	63日	
10°C	○	○	○	○	○	○	○	○		57日間
12°C	○	○	○	○	○	○	○			51日間
14°C	○	○	○	○	○	○				45日間
16°C	○	○	○	○	○					40日間
18°C	○	○	○	○	○					35日間
20°C	○	○	○	○						30日間
22°C	○	○	○							26日間
24°C	○	○	○							22日間
26°C	○	○								19日間
28°C	○	○								16日間
30°C	○									13日間
32°C	○									11日間
34°C	○									9日間
36°C	○									8日間

出典：鶏卵の日付等表示マニュアル(改訂版)

平成22年3月18日 鶏卵日付等表示マニュアル改訂検討委員会

## 鶏卵の表示で留意するポイント その3

### 栄養強化等の栄養に関する表示を行う場合

栄養表示は必須ではありませんが、事業者が表示したい場合、公正競争規約、食品表示基準に沿って表示する必要があります。

公正競争規約によって、栄養強化卵を表示する場合についてご紹介します。

栄養強化卵とは、①鶏卵の栄養成分の量を増加させる目的で②鶏の飼料に栄養成分等を加えること等により③可食部分（卵黄及び卵白）について、次の基準を満たす鶏卵を言います。

食品表示基準別表12の栄養成分については、100g当たりの量が、通常の鶏卵（栄養成分が増減されていない鶏卵）の栄養成分（※）に比べて同表の基準値以上増加されていることが必要になります。

※最新の日本食品標準成分表（現在は7訂、2015年版）に記載されている数値とします。

ただし、この表示を行う場合は、定期的な成分分析により、栄養成分の量が検証されているものに限りです。

また、表示を行った根拠になる資料等については、その根拠等を証明するため、鶏卵を出荷した日から1年間保管してください。

食品表示基準別表 12 の栄養成分と満たすべき基準値は次の通りです。

**栄養強化卵(食品表示基準別表12掲出の栄養成分)**

栄養成分	増加量 (100g 当たり)	通常の 鶏卵	単位
たんぱく質	8.1	12.3	g
食物繊維	3	0	g
亜鉛	0.88	1.3	mg
カリウム	280	130	mg
カルシウム	68	51	mg
鉄	0.68	1.8	mg
銅	0.09	0.08	mg
マグネシウム	32	11	mg
ナイアシン	1.3	0.1	mg
パントテン酸	0.48	1.45	mg
ビオチン	5	25.4	μg
ビタミンA	77	140	μg
ビタミンB <sup>1</sup>	0.12	0.06	mg
ビタミンB <sup>2</sup>	0.14	0.43	mg
ビタミンB <sup>6</sup>	0.13	0.08	mg
ビタミンB12	0.24	0.9	μg
ビタミンC	10	0	mg
ビタミンD	0.55	1.8	μg
ビタミンE	0.63	1.0	mg
ビタミンK	15	13	μg
葉酸	24	43	μg

(通常の鶏卵は日本食品標準成分表2015の数値)

上記に含まれない栄養成分(特定要素を含む)は同じように次表の基準値以上増加されていることが必要です。この場合の通常の鶏卵の栄養成分は、最新の日本食品脂溶性成分表の数値とします。

**栄養強化卵(食品表示基準別表12不掲出の栄養成分)**

栄養成分 (特定要素含む)	増加量 (100g 当たり)	通常の 鶏卵	単位
ヨウ素	240	17	μg
ドコサヘキサエン酸(DHA)	60	120	mg
α-リノレン酸	22	43	mg

(通常の鶏卵は日本食品標準成分表2015の脂肪酸成分表より)

また、鶏卵の栄養成分の多寡（高、豊富、含む、たっぷり、ゼロ、低、減等）を表示する場合は、食品表示基準に従い表示しなければなりません。

加えて、食品表示基準の対象外の成分について、成分量の多寡を強調して表示する場合は、その成分名と成分量を明記し、一般消費者が比較しやすいように通常の鶏卵の成分量と対比して表示しなければなりません。

### 栄養成分の補給ができる旨の表示の基準値

栄養成分	食品100g当たり栄養成分量			単位
	強化された旨の表示基準	高い旨の表示基準	含む旨の表示基準	
たんぱく質	8.1	16.2	8.1	g
食物繊維	3	6	3	g
亜鉛	0.88	2.64	1.32	mg
カリウム	280	840	420	mg
カルシウム	68	204	102	mg
鉄	0.68	2.04	1.02	mg
銅	0.09	0.27	0.14	mg
マグネシウム	32	96	48	mg
ナイアシン	1.3	3.9	1.95	mg
パントテン酸	0.48	1.44	0.72	mg
ビオチン	5	15	7.5	μg
ビタミンA	77	231	116	μg
ビタミンB <sup>1</sup>	0.12	0.36	0.18	mg
ビタミンB <sup>2</sup>	0.14	0.42	0.21	mg
ビタミンB <sup>6</sup>	0.13	0.39	0.20	mg
ビタミンB <sup>12</sup>	0.24	0.72	0.36	μg
ビタミンC	10	30	15	mg
ビタミンD	0.55	1.65	0.83	μg
ビタミンE	0.63	1.89	0.95	mg
ビタミンK	15	45	22.5	μg
葉酸	24	72	36	μg
表記のしかた	強化、増、アップ、プラスなど	高、多、たっぷり、豊富など	含有、入、使用、添加など	

(食品表示基準 別表12より)

## 表示の仕方

- ①栄養強化卵の基準を満たす栄養成分が明瞭となるように、増減又は付加された栄養成分名及び可食部分 100g 当たりの成分量を明記し
- ②一般消費者が比較しやすいように通常の鶏卵の当該成分表と対比して表示する
- ③通常の鶏卵に含まれていない栄養成分については、当該栄養成分の可食部分 100g 当たりの含有量の単位を明記して記載し、通常の鶏卵に含まれない栄養成分である旨を併記する。

## 表示例（ビタミンEを栄養強化した場合）

可食部100g当たり	
熱量	151kcal
たんぱく質	12.3g
脂質	10.3g
炭水化物	0.3g
ナトリウム (食塩相当量)	0.4g
ビタミンE	7.0mg

(ビタミンE 普通卵 1.0mg)

- ①食品単位は、可食部 100g 中または可食部 60g 中等単位を明記する。
- ②この様式の中の栄養成分及び熱量の順を変更することはできない。
- ③ナトリウムは、ナトリウム（食塩相当量）または食塩相当量と記載する。
- ④この様式の枠を表示することが困難な場合は、枠を省略することができる。
- ⑤横書き等別様式で見やすく一括して表示することもできる。
- ⑥表示に用いる文字及び枠の色は背景と対照的な色で表示し、文字は 8 ポイント以上の活字で表示する。表示可能面積が概ね 150 cm<sup>2</sup>以下の場合には 5.5 ポイント以上の活字で表示することができる。

この他にも、食品表示基準では、「栄養機能食品表示」「機能性表示食品」「合理的推定による表示」等があり、表示する場合は、適切な表示を行うために、事前に記載内容について保健所等と相談することも重要だと考えられます。

## 鶏卵の表示で留意するポイント その4

鶏卵公正競争規約では、以下の内容も定められていますので、ご紹介します。

### 1. 鶏・鶏舎等の安全・衛生対策について表示する場合

表示する場合は、その対策を具体的に表示しなければなりません。

なお、他の事業者（この規約に参加していない事業者も含まれます）でも通常行われて

いる安全・衛生対策を、特別な対策であるかのような表示は行ってはなりません。

## 2. 飼料に遺伝子組換えをしていないことまたはポストハーベスト作業をしていないことを表示する場合

表示する場合は、対象の飼料（その飼料の原材料を含む）が、遺伝子組換えをしていないことまたポストハーベスト作業をしていないことが証明される場合に限りです。

**解説：**ポストハーベストとは、大豆やトウモロコシ等収穫後、保管や輸送時にカビや虫害を防ぐために薬剤などを使用することです。海外ではこの防カビ剤等は農薬扱いですが、日本では農薬の使用は禁止されており、食品保存目的の食品添加物の扱いとなっています。

遺伝子組換え飼料に関しては、農水省の飼料安全法により、飼料としての安全性が確認されています。また平成15年に設立された内閣府の食品安全委員会により、遺伝子組換えに由来するたんぱく質やDNAは家畜の体内で分解・吸収され肉や卵に移行せず、安全であることが確認されています。

## 3. その他不当な表示は禁止されています

公正競争規約ではいくつかの禁止事例が記載されています。

- ①「栄養強化卵」の定義に合致しないのに、「栄養強化卵」等と表示すること。
- ②特定の病原体用のワクチン接種等の特別な安全・衛生対策である場合を除き、他の事業者で通常行われている病原体対策、殺菌方法等について、特別な安全・衛生対策が行われているような表示（「殺菌済卵」等）

**解説：**通常GPセンターで卵を洗浄する際には、150ppm以上の濃度の次亜塩素酸ナトリウムまたは同等以上の効果を有する殺菌剤を使用することになっています。

（卵選別包装施設の衛生管理要領 平成10年11月25日厚生省通知）

つまり、「殺菌済卵」は一般的に行われている対策で、特別な対策とは言えませんので表示不可です。

- ③通常使用することが認められていない抗生物質等について、これを使用していないことを強調する表示（「この鶏卵は抗生物質を使用していません」等）

**解説：**産卵鶏では10週齢以降、抗生物質を含む飼料を使用することは禁じられています。

つまり、産卵している鶏には全て抗生物質が使用されていないにも関わらず、自社鶏卵だけが抗生物質を使用しておらず、他社鶏卵があたかも抗生物質を使用していると誤認させるような表示は不当で禁止されています。

- ④栄養成分の過大な表示（例：「ビタミン〇g～〇g」と表示しているが、実際は恒常的に商品の含有量が下限値の場合）
- ⑤トレーサビリティが確立していないにもかかわらず、確立されているかのような表示。
- ⑥「〇〇病の予防効果が高い」「病気が治る」等の鶏卵に病気の予防等について効能または効果があるように誤認されるおそれがある表示。



解説：医薬品医療機器等法（旧薬事法）では、医薬品と誤認されるような効能効果の表示を禁止しています。病気の治療または予防を目的とする表現（〇〇に効く。〇〇の改善。〇〇の予防。〇〇を防ぐ。〇〇の治療に。〇〇の改善。）は医薬品的な効能効果に該当します。また体の機能の一般的増強、増進を目的とする表現（疲労回復。体力増強。老化防止。新陳代謝を高める。など）も医薬品的な効能効果に該当しますので、表示はできません。

⑦「有名シェフ推奨」「高級ホテル御用達」等対象の鶏卵に関する推奨が具体的ではなく、その事実を検証することができない表示。

解説：例えば、「帝国ホテルの村上シェフ推奨」と表示されていれば、事実を確認し検証できますが、「有名シェフ推奨」では誰が推奨しているか確認できないため不可です。

表示は消費者が商品を選択する際の重要な情報になりますので、適切に記載するようにご注意ください。

## 鶏卵の表示で留意するポイント その5

鶏卵公正競争規約の内容を連載でご紹介してきましたが、今回は最終回になります。今回は規約に規定されている、特定用語の使用基準についてご案内します。

### 1. 「平飼い」、「放飼い」またはこれらに類する用語

次の飼育条件を満たした場合に限り、表示できます。

#### ①「平飼い」

鶏舎内または屋外で、鶏が床面または地面を自由に運動できるようにして飼育した場合。平飼い飼育様式の1つとしてエイビアリー（aviary：止まり木、巣箱、砂浴び場等を設置した多段式平飼い鶏舎）がありますが、純粋に平飼いとは定義できず、消費者庁からの指導により「平飼い（エイビアリー）」と表記するように鶏卵公正取引協議会では取り決めています。

#### ②「放飼い」

平飼いのうち、日中の過半を屋外において飼育した場合。

また、このうち120日齢以降、1㎡当たり5羽以下で飼育したものを、「放飼い（特定飼育卵）」と表示することができます。

### 2. 「地卵」、「地玉子」及び「地たまご」またはこれらに類する用語

「地卵」とは、「地魚（じぎかな）」や「地野菜（じやさい）」と同様に、一般に「その土地で採れた卵」という意味で解釈されています。（広辞苑ほか辞書参照）

公正取引規約では、①採卵地が属する市、郡の区域内で流通・消化されることが予定される鶏卵で、②平飼いまたは放飼いであるもの、または③地鶏肉の日本農林規格（平成11年農林水産省告示第844号）別表に掲げる品種由来の血液百分率が50%以上の鶏の

鶏卵であるものに限り表示することができます。(①かつ②、または①かつ③)  
表示する場合は、採卵地と②によるものか③によるものかを明記してください。

### 3. 「有精卵」またはこれに類する用語

成雌鶏100羽に対して、成雄鶏5羽以上の割合で混飼し、自然交配で受精可能な飼育環境であることが確認された場合に限り、表示することができます。この場合は、雄鶏の割合を明記して、有精卵ではない鶏卵が含まれている可能性があること（または有精卵となる確率）を付記しなければなりません。

### 4. 「特選」「厳選」「最高級」「極上」またはこれらに類似する用語

鶏卵を生産または販売する事業者が、合理的な基準をもって品質等の優良性を選別して出荷している場合で、他の鶏卵に比べて品質等で特に優れていることを事前に鶏卵公正取引協議会の承認を得ている場合に限り表示することができます。

### 5. 「天然」「自然」またはこれらに類する用語

「天然卵」「自然卵」等、卵を直接修飾する表現として使用することはできません。ただし、卵を直接修飾しない表現として使用する場合は、事前に鶏卵公正取引協議会の承認を得ている場合に限り表示することができます。

このように、鶏卵の表示に関する公正競争規約では、鶏卵特有の用語について取り決めていますので、この使用基準に従い表示するようにしてください。また、栄養表示等と併せ、特定の用語を使用する場合は**その証明となる帳票類**を当該表示に関わる鶏卵を出荷した日から**1年間保存**しなくてはなりません。内容の確認、問合せ等があった場合は速やかに提出できるよう書類の整備をお願いいたします。

鶏卵の表示は、「食品表示基準」による場合ほか、「鶏卵規格取引要綱」「鶏卵公正競争規約」に準じて、分かりやすく読みやすい表示を心がけてください。

繰り返しになりますが、表示は消費者が商品を選択する際の重要な情報になりますので、誤認が生じないように、適切に記載するようご注意ください。